

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 令和3年12月22日・東京都条例第111号

1 概要

(1) 改正理由

大気環境の更なる改善及び温室効果ガス排出量の削減に向け、自動車に起因する環境への負荷低減の観点から、環境性能の高い自動車の普及を加速させるため、低公害・低燃費車の導入義務に係る規定を改める必要がある。

(2) 改正内容

新たに、特定低公害・低燃費車のうち知事が別に定める乗用車について、事業の用に供する乗用車の車両数の一定割合以上の導入を義務付ける。

2 施行日

令和4年4月1日

3 問合せ先

環境局環境改善部自動車環境課

直通 03-5388-3497